

提携金融機関

ご相談は最寄りの支店にて承ります。



大学お問い合わせ窓口

一橋大学基金事務局

〒186-8601 東京都国立市中2-1
TEL 042-580-8888 FAX 042-580-8889
E-Mail kikin@ad.hit-u.ac.jp

ご厚意への感謝

一橋大学基金に一定額以上のご寄付をいただいた方々のご厚意に対して、種々の「感謝の気持ち」を用意しております。

寄付者芳名録

ご寄付をしていただいたすべての方を「基金寄付者芳名録」にして、一橋大学の歴史に末永く留めさせていただきます。また、広報誌（HQ）上でご寄付者をご紹介いたします（ご希望により掲載しないこともできます）。

賞の贈呈

高額のご寄付をしていただいた方に次の賞を贈呈します。

- 【功労賞】 個人100万円以上、法人500万円以上
- 【特別功労賞】 個人1,000万円以上、法人5,000万円以上
- 【栄誉功労賞】 個人3,000万円以上、法人1億円以上
- 【渋沢栄一マーキュリー賞】 個人1億円以上

銘板掲載

ご寄付をしていただいた方のお名前を本館の「一橋大学基金寄付者銘板」に記して末永く顕彰させていただきます。

【銘板色】

- ブロンズ：個人 30万円以上
法人100万円以上
- シルバー：個人100万円以上
法人500万円以上
- ゴールド：個人1,000万円以上
法人5,000万円以上
- プラチナ：個人3,000万円以上
法人1億円以上
(金額は累計)



各種広報誌送付

広報誌「HQ (Hitotsubashi Quarterly)」や「一橋大学概要」をお送りします。

ご遺贈による寄付制度



一 橋 大 学

ご遺贈による寄付制度のご案内

一橋大学の教育・研究活動に対し、日頃より温かいご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、遺言に対する関心が高まっており、遺言書を作成される方が増えております。また同時に、慣習にとらわれない自由な相続を求められる傾向も高まっており、社会に貢献するといった自分の願いを将来確実に実現させる方法として、遺贈の利用が増加しつつあります。

一橋大学では、ご自分の築き上げられた財産の一部を一橋大学基金をはじめとする本学への寄付について遺贈をお考えの方々の便宜をお図りするため、銀行と提携して「遺贈による寄付制度」を設けております。

本学も国立大学法人化し、将来に向けた財政基盤の確保を図るとともに、更なる本学の教育・研究活動の振興に全学を挙げて一層の努力をしてまいります。

皆様からのご寄付は、本学の教育・研究水準の向上や大学の国際化、課外活動助成等に大切に活用させていただきます。

一橋大学の教育・研究のさらなる発展にお力添えをいただけるという皆様のご意向を未来に生かす本制度を、ぜひご活用賜りますようご案内申し上げます。

国立大学法人 一 橋 大 学

ご遺贈による寄付制度とは

遺言により、ご自分の築き上げられた財産を特定の方々に配分することを遺贈といいます。

遺言は民法に定める法的相続に優先しますので、具体的に遺産の受取人を指定することで、ご自分の希望どおりの遺産配分が可能となります。

この方法で財産の一部の受取人として一橋大学を指定することができます。一橋大学へ財産のご遺贈をいただいた場合、その遺贈財産については原則として相続税は課税されません（遺贈によらない場合でも、相続人が相続財産を申告期限までに一橋大学に寄付した場合には、同様に相続税の非課税財産となります）。



1 一橋大学へ遺贈によるご寄付をお考え方の方

ご相談・申入れ

2 一橋大学

提携銀行の窓口をご紹介します

提携銀行に直接お問い合わせいただいても構いません。

3 提携銀行 ご相談受付

遺言書作成に関して財務コンサルタントなど専門スタッフが無料で相談をお受けします。ご相談内容の秘密は保護されます（遺言書の作成・保管・執行については提携銀行の所定の費用がかかります）。

4 遺言書の作成

提携銀行の遺言信託業務を利用して遺言書を作成します。遺言書の中で、一橋大学へのご寄付の内容を具体的に指定していただくことで、ご遺志の実現を確実なものとすることができます。

5 遺言書の保管と管理

提携銀行が遺言書の保管と管理を行います。

6 遺言執行

ご逝去の通知を受け次第、提携銀行が遺言の内容を執行します。

7 一橋大学への ご寄付

ご遺志に従い、一橋大学の教育・研究活動の強化などに、大切に活用させていただきます。

7 相続人への 遺産配分